

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 24 号）

- 1 肥前さが幕末維新博事務局を廃止することとした。（第 2 条の 2 関係）
- 2 地域交流部文化・スポーツ交流局の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課を廃止し、同部の新幹線・地域交通課の名称を交通政策課に、産業労働部の流通・通商課の名称を流通・貿易課に改め、地域交流部文化・スポーツ交流局に S A G A サンライズパーク整備推進課、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課を置くこととした。（第 3 条関係）
- 3 交通政策課、文化課、スポーツ課、循環型社会推進課、経営支援課、流通・貿易課、農地整備課及び林業課の分掌事務の一部を改め、S A G A サンライズパーク整備推進課、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会総務企画課及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技式典課の分掌事務を定めることとした。（第 8 条～第 10 条、第 13 条及び第 14 条関係）
- 4 スポーツ課の総合運動場等整備推進室及び河川砂防課の水資源調整室を廃止し、文化課に文化財保護室を置くこととした。（第 19 条関係）
- 5 肥前さが幕末維新博事務局の事務局長を廃止することとした。（第 21 条関係）
- 6 肥前さが幕末維新博事務局の次長を廃止し、産業労働部に企業立地総括監を置くことができることとした。（第 22 条関係）
- 7 地域交流部文化・スポーツ交流局に推進監を置くこととした。（第 23 条関係）
- 8 肥前さが幕末維新博事務局のマネージャーを廃止することとした。（第 24 条関係）
- 9 地域交流部文化・スポーツ交流局に、文化・スポーツ交流局長及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができることとした。（第 27 条関係）
- 10 その他所要の改正を行うこととした。
- 11 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 12 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則ほか 3 規則について、所要の改正を行うこととした。